

# 集団けんしん事業（がん検診等）業務公募型プロポーザル実施説明書

集団けんしん事業（がん検診等）業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

## 1 目的

本市では、平成29年3月作成の第2次赤磐市健康増進計画の中で、検診（健診）受診率の向上を目指し、「検診（健診）を受けやすい体制づくりをすすめる」としている。

がん検診等（子宮頸がん検診、乳がん検診（マンモグラフィ）、結核・肺がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、特定健康診査）を複合的にまとめて実施することで、市民の利便性を図り、受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

については、本市の方針・状況に応じた事業展開ができる経験豊富な実施機関を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

### （1）業務名

集団けんしん事業（がん検診等）業務

### （2）業務内容

- ①子宮頸がん検診
  - ②乳がん検診（マンモグラフィ）
  - ③結核・肺がん検診
  - ④胃がん検診
  - ⑤前立腺がん検診
  - ⑥肝炎ウイルス検査
  - ⑦特定健康診査
- ※その他、詳細は仕様書のとおり

### （3）履行期間

契約締結の日から令和11年3月30日まで

### （4）提案上限額

経費見積は提案内容に基づき委託業務を実施した場合の参考見積額及び経費の内訳を記載する。見積限度額は、146,700,000円（消費税及び地方消費税含む）以内とし、内訳は、特定健診を除いたがん検診等86,500,000円、特定健康診査60,200,000円とする。見積は、内訳毎に算出すること。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、見積額は、上記提案上限額を超えてはならない。

### 3 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年度赤磐市入札参加資格名簿(物品・役務関係)において、「臨床検査」の業種に登載されていること。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 赤磐市暴力団排除条例(平成23年赤磐市条例第18号)第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得、または自社(団体)において個人情報保護に関する規定を設けてあること。
- (9) 平成30年4月以降に日本国内の国又は地方公共団体から受託し、完了した同種業務の実績を有する者であること。

### 4 参加申込手続き

#### (1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
1	提案参加申込書	1	様式第1号
2	委任状	1	別記様式2 入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合に提出を求めます。
3	誓約書	1	別記様式3
4	業務受託実績書	1	別記様式4 ※同種業務の完了実績を有することが確認できる契約書の写し及び業務の概要が確認できる書類を添付すること。また、案件に応じて設定した参加資格要件(資格保有状況、担当者経験年数)を確認できる書類

※任意様式はA4判で作成すること。

#### (2) 提出期間 令和5年8月21日(月)から令和5年9月1日(金)まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送すること。  
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。  
ただし、赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。また、郵送の場合は、令和5年9月1日(金)17時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (4) 提出場所 赤磐市役所保健福祉部健康増進課
- (5) 参加資格審査結果通知
- ①参加資格審査結果の通知は、令和5年9月6日(水)までに書面にて通知する。
- ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書(様式第3号)により説明を求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書(様式第4号)により回答するものとする。

## 5 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年8月21日(月)から令和5年8月31日(木)17時まで。
- (2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(別記様式5)に記入の上、令和5年8月31日(木)17時までに電子メールにて赤磐市役所保健福祉部健康増進課へ下記メールアドレス宛てに提出すること。  
※電子メールの件名の先頭に「集団けんしん事業(がん検診等)業務に関する質疑」と必ず記載すること。  
※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回 答 公平性を保つため、令和5年9月6日(水)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。  
なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
- (4) 提 出 先 赤磐市役所保健福祉部健康増進課  
メールアドレス: kenko@city.akaiwa.lg.jp

## 6 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(別記様式6)を令和5年9月20日(水)17時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送すること。  
なお、持参の場合は、各日とも9時から17時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和5年9月20日(水)17時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (2) 提出場所 赤磐市役所保健福祉部健康増進課

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び作成要領

#### ①企画提案書(任意様式)

- ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本7部とする。
- イ) 提案内容は、仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、会社概要(業務実績・営業所・従業員数等)、保健事業実績、業務の手順および実施体制(責任者および担当者の配置、連絡体制等)、業務スケジュール、業務で使用する各様式のサンプル等を記載すること。
- ウ) 提案書は、A4判で製本して提出すること(A3判を使用する場合は、折り綴じること)。

#### ②見積書(任意様式)

- ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本7部とする。
- イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。  
また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

- (2) 提出期限 提出依頼日から令和5年9月20日(水)まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送すること。  
なお、持参の場合は、各日とも9時から17時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和5年9月20日(水)17時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

- (4) 提出場所 赤磐市役所保健福祉部健康増進課

- (5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

## 8 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

### (1) プレゼンテーション実施予定日

令和5年9月26日(火) 9時30分から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市立 中央公民館

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤プレゼンテーションの時間は40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）以内とする。

⑥プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
実績・体制	業務の実績	10
	実施体制	10
企画提案	業務内容の理解度	10
	業務量の把握（スケジュール）	10
	データ分析・評価	10
	具体性・実現性	10
	将来性・独創性	10
	意欲	10
	情報・個人情報の管理	10
見積価格	見積書の妥当性	10

審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。ただし、配点合計点の6割に達しなければ失格とする。

個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

## 10 契約等

### (1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

### (2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

### (3) 契約保証金

納付を要する。

### (4) その他

本プロポーザルは、集団けんしん事業（がん検診等）業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

## 11 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。

- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

## 1.2 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

赤磐市保健福祉部健康増進課

(担当：川崎、片山)

電話 (086) 955-1117

FAX (086) 955-1918

Mail : kenko@city.akaiwa.lg.jp